

広島市告示第13号
令和8年1月9日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施術所		業務の種類	変更年月日
名称	所在地		
(旧)在宅訪問マッサージあいのて 広島店	広島市東区戸坂くるめ木2-19-10	はり・きゅう あん摩・ マッサージ	令和7年12月1日
(新)在宅訪問マッサージあいのて			